農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令(平成五年夫 蔵 省令第一号)

二・三 (略) - に掲げる業務 - 号から第二十号の五まで及び第二十六号 - 第三十五条第二項第一号から第二十号の五まで及び第二十六号 - 次に掲げる業務とする。	の四十七第四項の主務省令で定めるものは、 第二かれる会社が専ら営む業務) (()()()()()()()()()()()()()()()()()()	3~7 (略) 3~7 二十一~三十一 (略) 二十	第一項に規定する電子債権記録業   二十の五   電子記録債権法(平成十九年法律第百二号)第五十一条		に掲げる業務(農業協同組合のために行う場合を含む。)とする。 2 法第十一条の四十七第二項第二号の主務省令で定めるものは、次 2	第三十五条 (略) 第三(従属業務等) ( ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	改正案
二・三 (略) に掲げる業務 第三十五条第二項第一号から第二十号の四まで及び第二十六号	第三十七条(同上)(認可対象会社から除かれる会社が専ら営む業務)	<ul><li>7 (略)</li><li>二十一~三十一 (略)</li></ul>	(新設)	〜二十の四 (略)	(同上)	第三十五条(略)(従属業務等)	現行

漁業協同組合等の信用事業等に関する命令 (平成五年大 蔵 省 令第二号)

		る(組合のために行う場合を含む。)。	る場合を含む。)の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とす	4 法第八十七条の三第二項第二号 (法第百条第一項において準用す   4	十四・十五 (略)	第一項に規定する電子債権記録業	十三の四 電子記録債権法 (平成十九年法律第百二号)第五十一条	+三の三 (略)	号の六までに掲げる業務を除く。)とする。	の十四第二項第二号に掲げる組合にあっては、第四号の三から第四	含む。)の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務(法第十七条	の同条第一項第二号(法第九十六条第一項において準用する場合を	3 法第十七条の十四第二項第一号及び第二号に掲げる組合について   っ	2 (略)	第二十六条 (略) 第二十六条 (略)	(組合又は連合会の子会社の範囲等)	改正案
十八~二十八(略)(新設)	一〜十七の五 (略)			4 (同上)	十四・十五 (略)		(新設)						3 (同上)	2 (略)	第二十六条 (略)	(組合又は連合会の子会社の範囲等)	現行

二・三 (略) に掲げる業務 第二十六条第四項第一号から第十七号の五まで及び第二十三号	二・三 (略) 二・三 (略) 二・三 (略) 二・三 (略) 二・三 (略)
第三十条 (同上)	(連合会の認可対象会社から除かれる会社が専ら営む業務)
(連合会の認可対象会社から除かれる会社が専ら営む業務)	十八~二十八 (略)

農林中央金庫法施行規則(平成十三年、内、閣、府令第十六号)

l ~ +	(略)(略)
第九十九条 (同上)(認可対象会社から除かれる会社が専ら営む業務)	第九十九条   法第七十二条第四項の主務省令で定めるものは、次に掲(認可対象会社から除かれる会社が専ら営む業務)
3~7 (略)	3~7 (略)
三十~三十九 (略)	三十一三十九 (略)
	条第一項に規定する電子債権記録業
(新設)	二十九の四 電子記録債権法 (平成十九年法律第百二号)第五十一
一〜二十九の三 (略)	一〜二十九の三 (略)
	る業務 (農林中央金庫のために行う場合を含む。) とする。
2 (同上)	2   法第七十二条第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げ
第九十七条 (略)	第九十七条 (略)
(従属業務等)	(従属業務等)
現	改正案